

小山市 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応について

【お電話をされる際は、日本語ができる方と一緒に電話ください。】

【小山市からのお願いです。感染拡大防止のためマスクをつけましょう。】

6月30日(火) 本市2例目となる新型コロナウイルス感染症患者が確認されました。70代男性で既に県内の医療機関に入院されています。

県内では7月1日(水)までの感染者数が82人にのぼり、6月27日(土)から直近1週間で16人の感染者が確認されました。

市民の皆さまには、もしかしたら自分が感染拡大させてしまうかもという自覚をもっているだけで、手指消毒やマスク着用、「3密（密集・密接・密閉）を避けるなど、感染防止対策の徹底・継続をお願いいたします。また、集団感染を防止すべく「換気が悪く」「人が密に集まって過ごすような空間」「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」等の場所の立ち入りには十分注意していただけますようお願いいたします。

1. 安倍総理は、6月18日(木)に新型コロナウイルス感染症対策本部を開催しました。外出自粛の都道府県をまたぐ移動については、制限がなくなりました。

なお、緩みによる第2波の懸念もあるため、市民の皆様には引き続き、感染拡大防止のため「新しい生活様式」の定着、3密回避を始めとした感染防止策の徹底をお願いいたします。

○密集・密接・密閉の「3密」を徹底的に避ける。

○外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくともマスクを着用する。

○家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替え、シャワーを浴びる。

○手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う。

○人との間隔はできるだけ2メートル、最低1メートル空ける。

○食事の際には対面を避け、会話を控えめにする。

○仕事・職場の面においては、テレワーク、時差出勤、テレビ会議など接触機会を削減するための対策をとる。

2. 栃木県に住む外国人のための新型コロナウイルス相談ホットライン

Coronavirus Hotline for Tochigi Foreign Residents

感染が心配なときは、電話してください。

Call us if you are worried about infection.

T e l 028-678-8282 (2 4 H o u r s 1 9 L a n g u a g e s)

3. 小山市の対策について

小山市は、県の示す「移行期間設定による制限等の段階的緩和」を基に、6月19日(金)から、感染防止策を徹底することで県をまたぐ移動等の自粛は原則解除されました。

市民の皆様におかれましては、コロナは無くなったわけではありません。引き続き、「新しい生活様式」の実践である在宅勤務・時差出勤など、人との接触を減らす取組、感染拡大防止対策の取組をお願いいたします。

4. 小山地区医師会によるPCR検査体制の整備について

小山地区医師会（小山市・下野市・野木町・上三川町）は、県から委託を受けて、同医師

会管内に居住する方を対象に、ドライブスルー方式によるPCR検査を5月26日（火）から開始しました。

1) 開設日時 週2回 各1時間

2) 実施形態 ○かかりつけ医を通して検体採取日時の予約による検査の実施

5. 小・中・義務教育学校における臨時休業期間中の登校及び夏休みについて

(学校教育課 22-9632)

学校再開後、児童生徒は暑さに負けず、元気に生活しています。「学校の新しい生活様式」にも少しずつ慣れてきました。

授業日数を確保し児童生徒の学びを保障するため、夏休みを26日間短縮します。夏休みは8月1日(日)から16日(日)までの16日間となります。ただし、状況に応じて変更することもあります。

6. 休日・延長窓口の一部再開について (市民課 22-9405) (納税課 22-9444)

以下の窓口について、令和2年6月23日（火）から一部再開しています。

【市民課】一部再開：第2・4日曜日（8:30～17:15）

及び 平日延長窓口（火・木、17:15～19:00）

【小山城南出張所】一部再開：第2・4日曜日（8:30～17:15）

【納税課】一部再開：平日延長窓口（火・木、17:15～19:00）、

日曜納税相談窓口（原則、各納期限の直前の日曜日、8:30～17:15）

7. 一律一人当たり10万円の「特別定額給付金」の申請及び給付について

小山市から、一律一人当たり10万円の「特別定額給付金」の申請及び給付についてのお知らせです。

外国人の方も、4月27日時点で、小山市の住民基本台帳に記録があり、日本に3か月より長く住む在留カード（在留資格）があれば、給付されます。外国人の方で、短期滞在者及び不法滞在者は、住民基本台帳に記録されないため給付されません。

申請につきましては、感染拡大防止のため、郵便申請にご協力をお願いいたします。

申請期限は、令和2（2020）年7月31日（金）（当日消印有効）ですので、ご注意ください。振り込みの際には、振り込み通知書を送付いたします。

また、外国人の特別定額給付金の申請相談について、本庁舎1階小山市多文化共生総合支援センターでの、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語など多言語による相談窓口を5月29日（金）に設置し（平日9時～17時）、スムーズな申請給付をいたします。

ご不明な点に関しましては、小山市特別定額給付金対策室

電話22-9817までお願いいたします。

以上、小山市からの「特別定額給付金」の申請及び給付についてのお知らせでした。

【お電話をされる際は、日本語ができる方と一緒にお願いします。】

【小山市からのお願いです。感染拡大防止のためマスクをつけましょう。】